

みまもり通信 その44 <平成24年12月号>

突然「注文を受けた健康食品を明日着払いで送る」と電話がきた。



全く覚えがないので断りたい。

「知らない業者から『以前注文された健康食品の発送手配が出来たので着払いで送る。代金は3万円』と電話がきた。『注文した覚えがない』と言うと、『通話記録がある。断れば裁判にする』と脅された」という相談でした。注文していなければ**送り付け商法**と考えられます。**受け取り拒否する事や、受け取った場合でもクーリングオフ**が可能な場合があると助言しました。

代金を払った場合やトラブルの相談は

早めに札幌市消費者センター(728-2121)へ